

## ◆寄附先を指定できる新たなふるさと納税制度の制定について

ふるさと納税制度は、成長して、生まれた故郷を離れても、その地域のために貢献したいといった気持ちを、寄附金として県にお寄せいただく制度であります。納税だけでなく寄附金税制の一環であるため制度設計が可能であり、一定以上の寄附をいただいた方にはお礼の品などを贈呈する特典を設けている自治体が多く見受けられます。最近はかなり立派なお礼の品を贈られる自治体もあり、少し違和感を覚えるところではありますが、県産品を広く全国に紹介していく手段としては、その効果が期待できるものと理解しております。

しかし、その一方では、控除額ばかりがかさむなど、幾つかの課題もあります。例えば、市町村に直接寄附がなされた場合、寄附を受け取っていない都道府県が、県民税分も控除対象となるからであります。また、他の自治体を受けた寄附の業務については、当該自治体の収入にならないのに業務に当たらなければならないなど、自治体の税務が煩雑になるといった声も聞きます。また、この制度の目的の一つであった根本的な地方活性化や地方間格差を是正するための対策にはなっていないのではないかといい声も聞かれるところでもあります。このような状況を鑑み、あるべき方向性について質問を行った。

Q	平成二十年度からの寄附金の状況をどのように分析しておられるのか。知事は、ふるさと寄附金制度におけるさまざまな課題を踏まえた中で、この制度を、今後さらに発展させていかれるのか、考えをお聞きます。
A	平成二十三年度には十件、三十五万円の受け入れでございましたが、二十四年度には百十四件、二百六万円、二十五年度には千七百七十五件、千三百五十四万円と大きく伸びております。また、二十五年度の全国順位は、四十五道府県中件数で六位、金額で二十一位となっているところであります。さらに、平成二十六年度につきましては、一層多くの寄附が寄せられているところでございまして、十一月末現在におきまして、二十五年度同時期と比較して件数、金額ともに二倍となっている。我が国になじみの薄い寄附文化を醸成するという観点からも、意義のあるものだというふうに、私自身考えております。これからも、一人でも多くの方々から寄附をしていただけるよう、福岡県の魅力を挙げ、福岡県の応援団をふやしていきたいと考えております。
Q	県のふるさと寄附金の用途についてお聞きます。寄附されたお金は、どのような流れで使われているのか。本来、県税や地方交付税から充当され、実施されるべき事業に対して、寄附金はその一般財源のかわりに充当されているのかどうかを聞く。
A	寄附者の方々に、総合計画に掲げております十項目の政策分野の中から応援したい分野を選んでいただき、分野ごとに集計をいたしました寄附金額を、各分野の一般財源として充当させていただいております。
Q	この全国的に広まった制度をさらに拡充し、寄附行動に結びつく動機づけが期待される、寄附先の指定ができる新たなふるさと寄附金制度の制定が必要であると考えておりますが、見解を聞く。
A	申し込みの際に、寄附者の方々に総合計画に掲げております十の政策分野の中から、応援したい分野というものを選んでいただいておりますけれども、ふるさと寄附金が一般財源となりますことから、歳出のあり方など制度上の問題というのがあるわけですが、それも踏まえながら、寄附者の御意向がより具体的に反映されるよう、申込書が工夫できないか検討させていただきます。